第８　重度障害者等包括支援	第８　重度障害者等包括支援
１　重度障害者等包括支援サービス費	１　重度障害者等包括支援サービス費
イ　居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援Ａ型、就労継続支援Ｂ型、就労定着支援又は自立生活援助を提供した場合	イ　１月に指定重度障害者等包括支援（指定障害福祉サービス基準第126条に規定する指定重度障害者等包括支援をいう。以下同じ。）として提供された障害福祉サービスについて別に厚生労働大臣が定めるところにより算定した単位数（以下「実績単位数」という。）が、１月につき市町村が別に厚生労働大臣が定めるところにより支給決定した単位数に当該月の日数（当該月において当該支給決定が効力を有する期間の日数に限るものとし、当該月における入院期間（入院の初日及び最終日を除く。）を除く。）を乗じて得た単位数（以下「支給決定単位数」という。）の100分の95以上である場合　支給決定単位数
⑴　所要時間１時間未満の場合　201単位	（新設）
⑵　所要時間１時間以上12時間未満の場合　301単位に所要時間１時間30分から計算して所要時間30分を増すごとに100単位を加算した単位数	（新設）
⑶　所要時間12時間以上24時間未満の場合　2499単位に所要時間12時間30分から計算して所要時間30分を増すごとに98単位を加算した単位数	（新設）
ロ　短期入所を提供した場合（１日につき）　946単位	ロ　実績単位数が支給決定単位数の100分の95を超えない場合　実績単位数に95分の100を乗じて得た単位数
ハ　共同生活援助（指定障害福祉サービス基準第213条の２に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助を除く。）を提供した場合（１日につき）　997単位	（新設）
注１　イからハまでについては、区分６（障害児にあっては、これに相当する支援の度合）に該当し、意思疎通を図ることに著しい支障がある者であって、次の⑴又は⑵のいずれかに該当する利用者に対して、指定重度障害者等包括支援事業所（指定障害福祉サービス基準第127条第２項に規定する指定重度障害者等包括支援事業所をいう。以下同じ。）において、指定重度障害者等包括支援（指定障害福祉サービス基準第126条に規定する指定重度障害者等包括支援をいう。以下同じ。）を行った場合に、提供した障害福祉サービス及び所要時間に応じ、所定単位数を算定する。	注１　重度障害者等包括支援サービス費については、区分６（障害児にあっては、これに相当する支援の度合）に該当し、意思疎通を図ることに著しい支障がある者であって、次の⑴又は⑵のいずれかに該当する利用者に対して、指定重度障害者等包括支援事業所（指定障害福祉サービス基準第127条第２項に規定する指定重度障害者等包括支援事業所をいう。）において、指定重度障害者等包括支援を行った場合に、所定単位数を算定する。
⑴・⑵　（略）	⑴・⑵　（略）
２　指定重度障害者等包括支援事業所において、別に厚生労働大臣が定める要件を満たし、かつ、同時に２人の重度障害者等包括支援従業者（指定重度障害者等包括支援事業所の従業者をいう。以下同じ。）が１人の利用者に対して指定重度障害者等包括支援を行った場合に、それぞれの重度障害者等包括支援従事者が行う指定重度障害者等包括支援につき所定単位数を算定する。ただし、指定重度障害者等包括支援として提供される居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護の中で行った場合に限る。	（新設）
３　イについては、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、指定重度障害者等包括支援事業者（指定障害福祉サービス基準第127条に規定する指定重度障害者等包括支援事業者をいう。）が、指定重度障害者等包括支援を行った場合に、１回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。	（新設）
４　イについては、夜間又は早朝に指定重度障害者等包括支援を行った場合に、１回につき所定単位数の100分の25に相当する単位数を所定単位数に加算し、深夜に指定重度障害者等包括支援を行った場合に、１回につき所定単位数の100分の50に相当する単位数を所定単位数に加算する。	（新設）
５　ロについては、低所得者等である利用者に対して行われる場合には、別に厚生労働大臣が定める日までの間、１日につき48単位を加算する。	（新設）
６　利用者が重度障害者等包括支援以外の障害福祉サービスを受けている間又は障害児通所支援若しくは障害児入所支援を受けている間は、重度障害者等包括支援サービス費は、算定しない。	２　利用者が重度障害者等包括支援以外の障害福祉サービスを受けている間又は指定通所支援若しくは指定入所支援を受けている間は、重度障害者等包括支援サービス費は、算定しない。
２　（略）	２　（略）